

別紙1-2-5-6

系統として機能、性能を達成する設備

(その他再処理設備の附属施設 分析設備)

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
 - (1) 要求される機能、性能について
 - (2) 分析設備に係る主流路の考え方
 - (3) 主配管名称の設定の考え方
 - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（分析設備）

- (1) 第10条：閉じ込めの機能

添付2：申請対象設備リスト（分析設備）

添付3：申請対象設備抽出結果（分析設備）

- (1) 分析設備

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙 「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1) 要求される機能、性能について

その他再処理設備の附属施設 分析設備（以下、「分析設備」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、分析設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

分析設備に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第10条：閉じ込めの機能

- i. 【放射性物質の保持機能】※
- ii. 【室等の漏えい拡大防止】
- iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
- iv. 【フードの面速維持】※

※「i. 【放射性物質の保持機能】」の一部及び「iv. 【フードの面速維持】」は、「(a) 第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に含む。

(2) 分析設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、分析設備に係る主流路を設定する。

分析設備に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に、事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

分析設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第10条：閉じ込めの機能」に着目してその範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【放射性物質の保持機能】

分析設備は、分析済溶液を小容量の回分操作による濃縮及び抽出によりプルトニウムの回収及び処理を行うとともに、分析済溶液及び分析残液を再処理設備本体 分離施設 分離建屋一時貯留処理設備（以下、「分離建屋一時貯留処理設備」という。）へ移送、プルトニウムの回収処理で発生した凝縮液及び抽出廃液を放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備等へ移送する設備であり、1系列で構成する。

分析設備では放射性物質として、プルトニウムを含む分析済溶液及び分析残液を取り扱う系統を主流路として設定する。

以下に主流路の範囲を示す。（第2-1図参照）

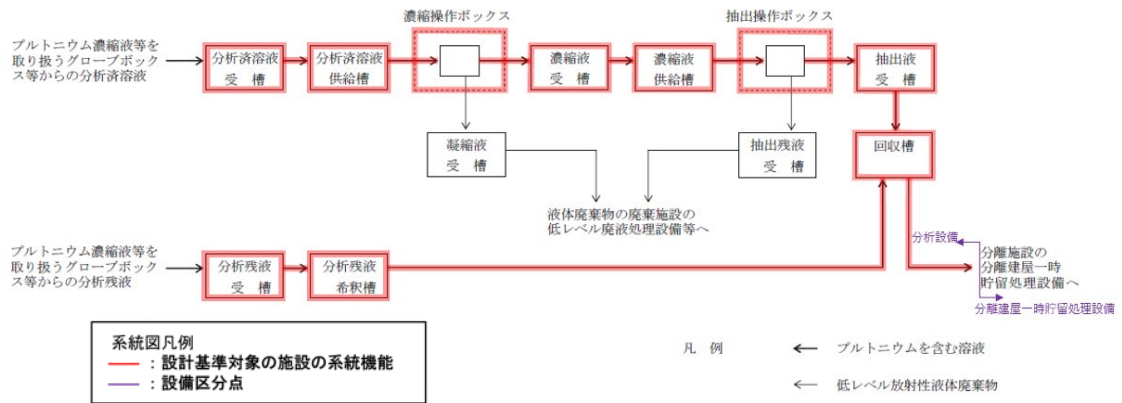
- 分析済溶液受槽、分析済溶液供給槽、濃縮操作ボックス、濃縮液受槽、濃縮液供給槽、抽出操作ボックス、抽出液受槽、回収槽及び第3一時貯留処理槽までの各機器をつなぐ配管
- 分析残液受槽、分析残液希釈槽、回収槽及び第3一時貯留処理槽までの各機器をつなぐ配管

また、各建屋に設置する分析設備のグローブボックス（分析セル含む）及び操作ボックス（以下、「グローブボックス等」という。）は、使用済燃料等を取り扱うことから、各建屋換気設備に接続されるが、分析設備はグローブボックス等から各建屋換気設備へ空気を移送するラインの一部を担っており、これらの系統を主流路として設定する。この範囲は、「iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に含めて示す。

なお、分離建屋の再処理設備本体 分離施設 分離設備（以下、「分離設備」という。）及び分配設備（以下、「分配設備」という。）並びに精製建屋の再処理設備本体 精製施設 プルトニウム精製設備（以下、「プルトニウム精製設備」という。）の

があるが、この溶液保持に係る主流路の範囲は「別紙1-2-2-3-1 分離設備」、「別紙1-2-2-3-2 分配設備」、「別紙1-2-2-4-2 プルトニウム精製設備」に含めて示す。

主配管の具体的な範囲は「2. (3) 主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に示す。



第 9.8-1 図 分析済溶液処理系系統概要図

第 2-1 図 分析設備（分析建屋） 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第9.8-1図抜粋)

ii. 【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液、分析試料、分析済溶液、分析残液及び██████████（以下、「低レベル廃液等」という。）を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液等の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした溶液の保持に必要な漏えい液受皿のみを主流路として設定する。（第2-2図参照）

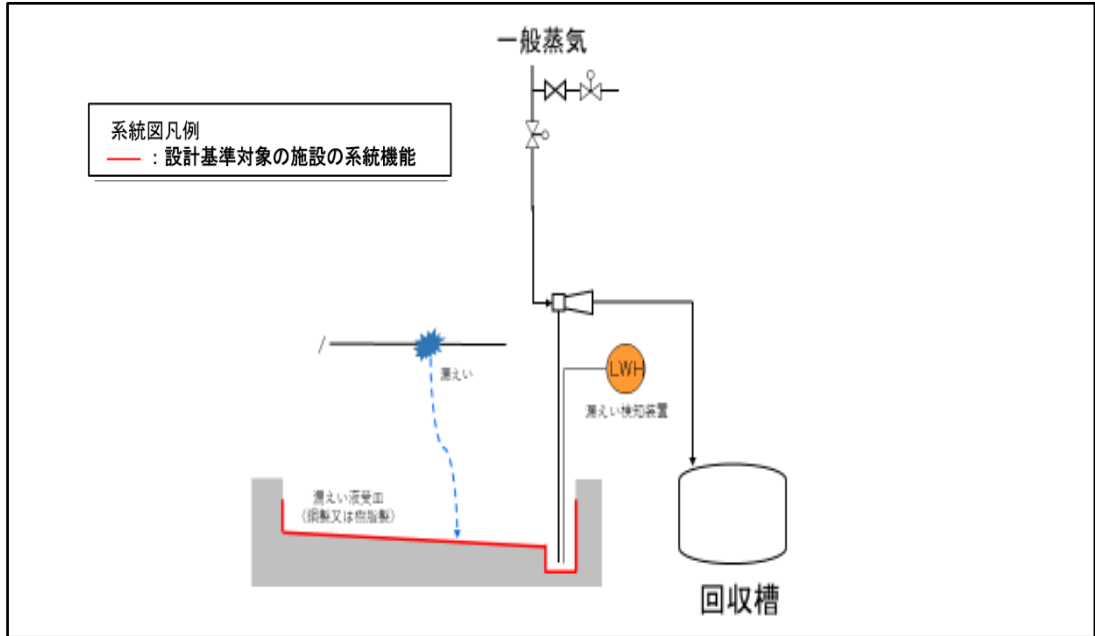
また、重力流で他の漏えい液受皿及び回収槽に回収する配管も主流路として設定する。（第2-3図及び第2-4図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

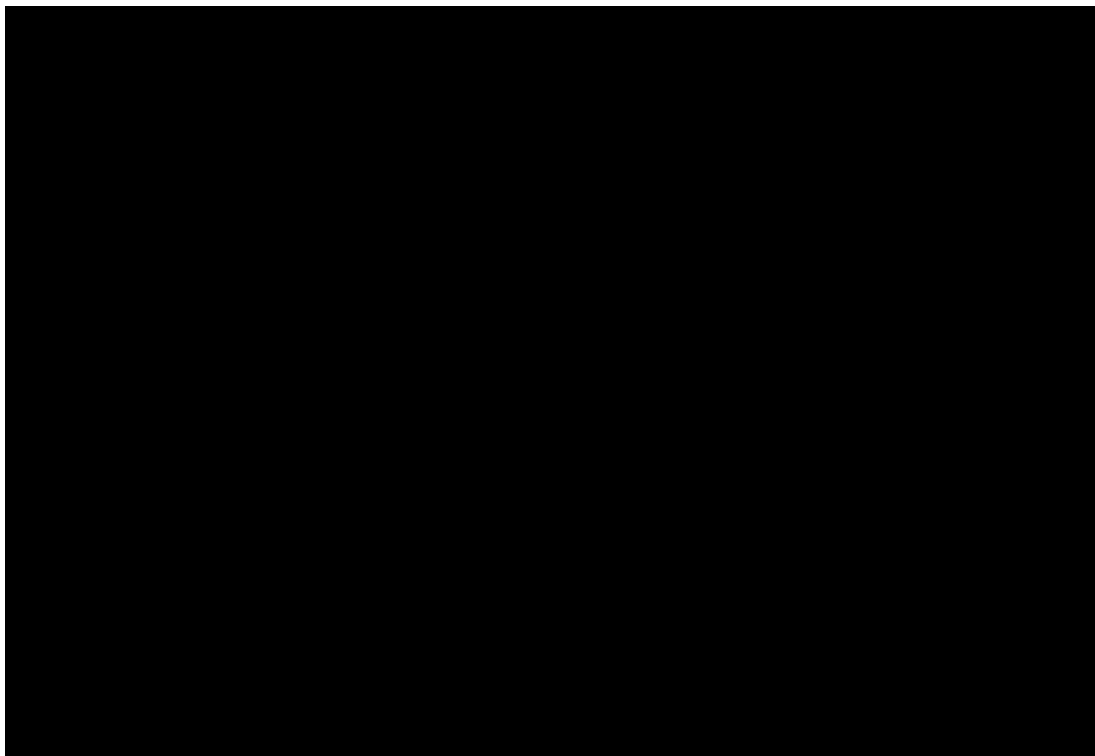
【室等の漏えい拡大防止】に係る分析設備の範囲は、以下のとおり。

- ・漏えい液受皿
- ・重力流で回収槽に回収する配管

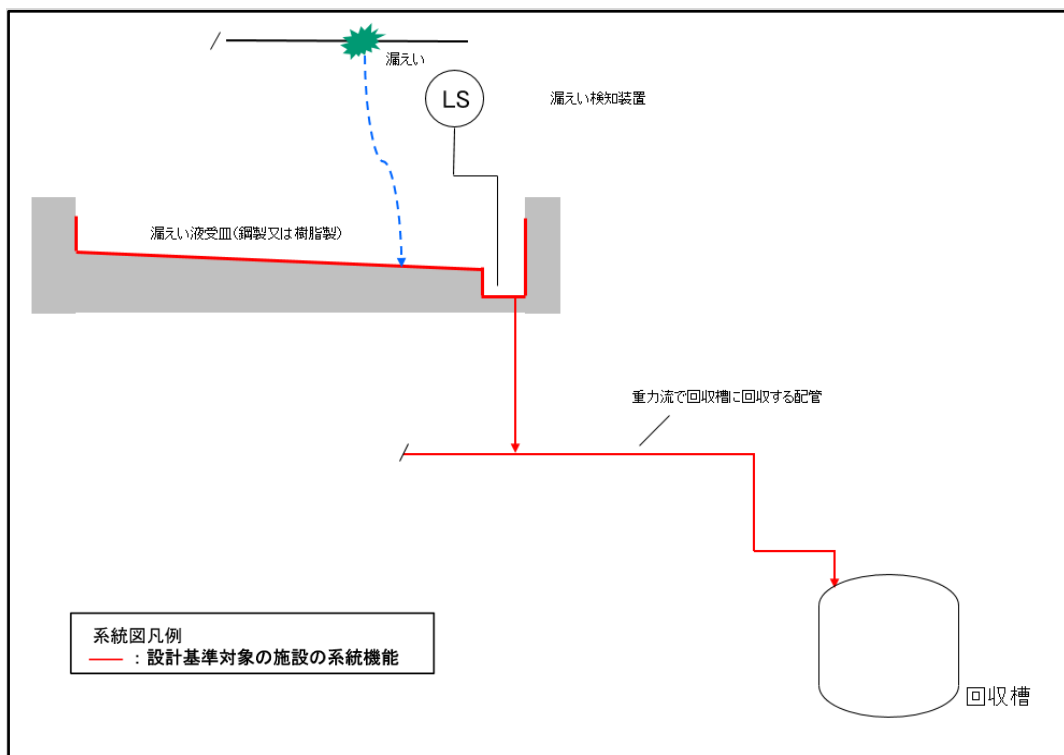
主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。



第 2 - 2 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
(漏えいした溶液の保持)



第 2 - 3 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
(漏えいした溶液の保持、重力流による回収 その 1)



第2-4図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
 (漏えいした溶液の保持、重力流による回収 その2)

iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

各建屋に設置する分析設備のグローブボックス等（第2-1表～第2-3表参照）及びフードは放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（以下、「低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備にて負圧に維持されるが、分析設備はグローブボックス等から各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備へ空気を移送するラインの一部を担っており、これらの系統を主流路として設定する。

各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-4-1-4-1 前処理建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-2 分離建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-3 精製建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-4 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）」及び「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」に示す。

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に係る分析設備の範囲は、以下のとおり。（第2-5図参照）

- グローブボックス等、フード
- グローブボックス等から各建屋換気設備へ空気を移送する配管

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に示す。

前処理建屋
(汚染のおそれのある区域)

分離建屋
(汚染のおそれのある区域)

精製建屋
(汚染のおそれのある区域)

ウラン脱硝建屋
(汚染のおそれのある区域)

ウラン・プルトニウム
混合脱硝脱硝建屋
(汚染のおそれのある区域)

分析建屋
(汚染のおそれのある区域)

低レベル廃棄物処理建屋
(汚染のおそれのある区域)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
(汚染のおそれがある区域)

⇒主排気筒へ

⇒北換気筒へ

第 2 - 5 図 分析設備から換気設備への排気系統 系統概要図
(グローブボックス等及びフード)

第2-1表 分析設備（前処理建屋） 対象グローブボックス等
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第1.7.5-1表抜粋）

建屋名	セル, グローブボックス	安全上重要な施設		主要機器
			数	
前 処 理 建 屋	塔槽類廃ガス処理セル		1	〔塔槽類廃ガス処理設備〕 高性能粒子フィルタ
	塔槽類廃ガスよう素フィルタセル		1	〔塔槽類廃ガス処理設備〕 よう素フィルタ
	せん断処理・溶解廃ガス処理セル		3	〔せん断処理・溶解廃ガス処理設備〕 ミスト フィルタ 加熱器 高性能粒子フィルタ よう素フィルタ
	放射性配管分岐第1セル	○	1	————
	放射性配管分岐第2セル	○	1	————
	放射性配管分岐第3セル	○	1	————
	放射性配管分岐第4セル	○	1	————
	グローブボックス		2	————

第2-2表 分析設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） 対象グローブボックス等
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第1.7.5-1表抜粋）

建屋名	セル, グローブ ボックス	安全上重要な施設		主要機器
		施設	数	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽セル	○	1	硝酸プルトニウム貯槽
	混合槽セル	○	2	混合槽
	一時貯槽セル	○	1	一時貯槽
	凝縮廃液受槽セル		2	凝縮廃液受槽
	凝縮廃液貯槽セル		1	凝縮廃液貯槽
	グローブ ボックス	○	2	定量ポット
	グローブ ボックス	○	2	中間ポット 凝縮廃液ろ過器 脱硝装置
	グローブ ボックス	○	8	脱硝皿取扱装置
	グローブ ボックス	○	2	焙焼炉
	グローブ ボックス	○	2	還元炉
	グローブ ボックス	○	2	粉碎機 保管容器移動装置
	グローブ ボックス	○	2	保管ピット 保管昇降機
	グローブ ボックス	○	1	混合機
	グローブ ボックス	○	1	粉末充てん機
	グローブ ボックス	○	1	粉末缶払出装置
	グローブ ボックス		1	〔塔槽類廃ガス処理設備〕 凝縮器
	グローブ ボックス		3	〔塔槽類廃ガス処理設備〕 廃ガス洗浄塔
	グローブ ボックス	○	4	—————
グローブ ボックス		14	—————	
分析設備のグローブ ボックス		11	—————	

第2-3表 分析設備（分析建屋） 対象グローブボックス等
 （事業変更許可申請書 添付書類六 第1.7.5-1表抜粋）

建屋名	セル, グローブボックス	安全上重要な施設	数	主要機器
分析建屋	分析済溶液受槽セル		1	分析済溶液受槽 分析済溶液供給槽
	分析残液受槽セル		1	分析残液受槽 分析残液希釈槽 濃縮液受槽 濃縮液供給槽 抽出液受槽 抽出残液受槽
	回収槽セル		1	回収槽 凝縮液受槽
	分析セル		71	—————
	グローブボックス		81	—————
	操作ボックス		4	—————
	廃ガス洗浄塔セル		1	[塔槽類廃ガス処理設備] 廃ガス洗浄塔 凝縮器 デミスタ

iv. 【フードの面速維持】

各建屋に設置する分析設備のフードは、各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備にて開口部における風速（面速）が維持されるが、分析設備はフードから各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備へ空気を移送するラインの一部を担っており、これらの系統を主流路として設定する。この範囲は、「iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」で示した主流路の範囲に含まれる。また、分析設備のフードと各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）としていることから、分析設備には【フードの面速維持】に係る主配管は無い。

各建屋換気設備及び低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の【フードの面速維持】に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙1-2-4-1-4-2 分離建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-3 精製建屋換気設備」、「別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）」及び「別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」に示す。

【フードの面速維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に示した範囲のうち、以下のとおり。（第2-5図参照）

- フード

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に示す。

(3) 主配管名称の設定の考え方

分析設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 分析設備に係る主流路の考え方」の図表で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【放射性物質の保持機能等】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（溶液保持系）」等で記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3（1）申請対象設備抽出結果」、「添付2申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

分析設備は「2. (2) 分析設備に係る主流路の考え方」の第2～5図で示したとおり、「第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」の一部に関わる機能及び「第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第10条：閉じ込めの機能 i. 【放射性気体廃棄物を保持する系統の負圧維持】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に関わる主流路の範囲を示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能及び主流路

(a) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【放射性物質の保持機能】

分析建屋の【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-1図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（溶液保持系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- 分析済溶液受槽⇒分析済溶液供給槽⇒濃縮操作ボックス⇒濃縮液受槽⇒濃縮液供給槽⇒抽出操作ボックス⇒抽出液受槽⇒回収槽⇒〔第3一時貯留処理槽^{※1}〕
- 分析残液受槽⇒分析残液希釈槽⇒回収槽⇒〔第3一時貯留処理槽^{※1}〕

※1 分離建屋一時貯留処理設備：分析設備と分離建屋一時貯留処理設備の設備区分点は、第3一時貯留槽の容器の管台（溶接線）とする。

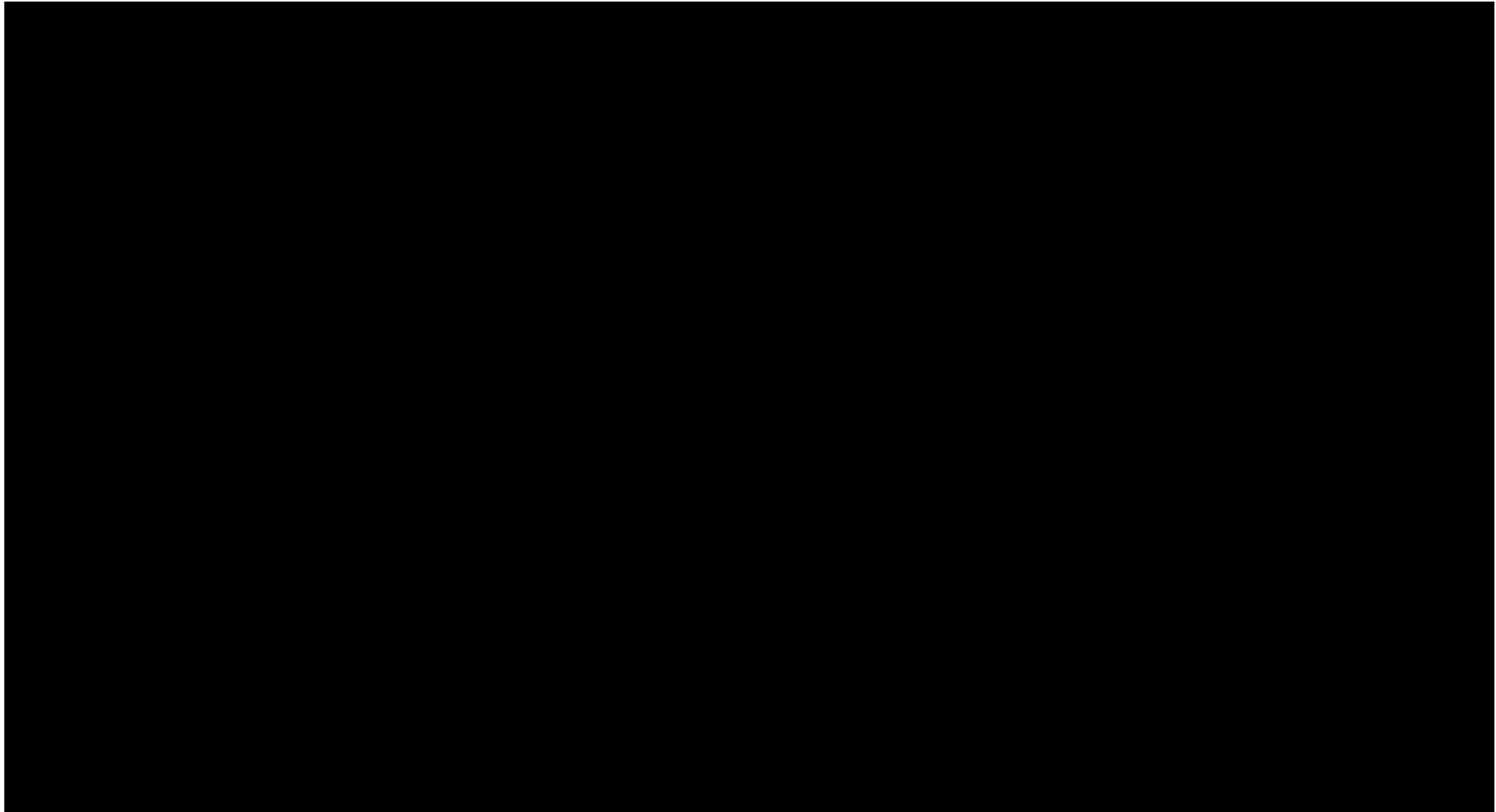
また、主流路のカッコ内設備及び分離設備、分配設備及びプルトニウム精製設備の[]は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-2-3-1 分離設備

別紙1-2-2-3-2 分配設備

別紙1-2-2-3-3 分離建屋一時貯留処理設備

別紙1-2-2-4-2 プルトニウム精製設備



第 1.2.4.1.12-1 図
分析液処理系の系統図

第 3-1 図 分析設備（分析建屋）系統図（放射性物質の保持機能）

ii. 【室等の漏えい拡大防止】

分析設備の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路（第3-2図～第3-7図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、主配管名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

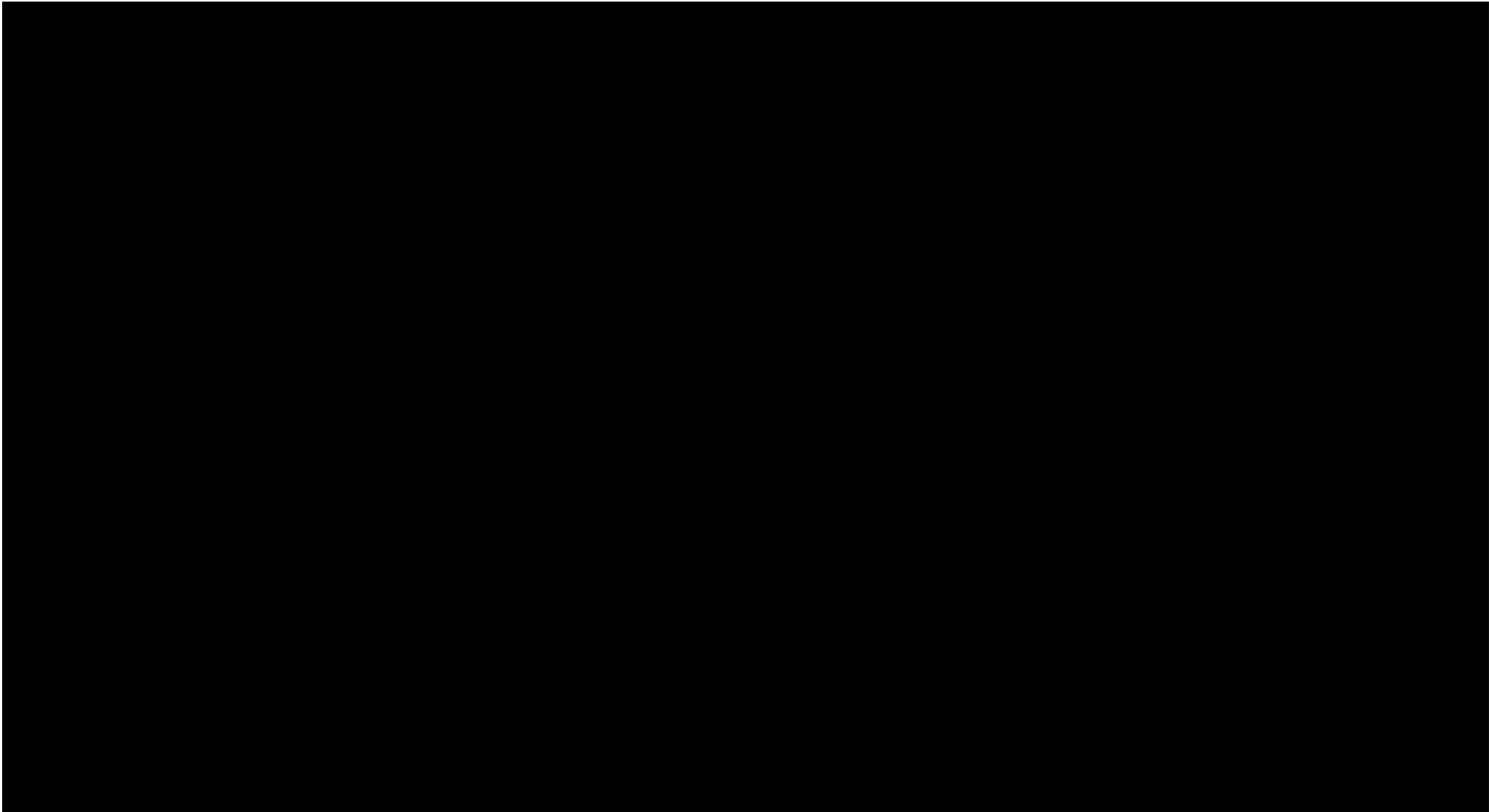
<重力流による回収>

- 漏えい液受皿⇒漏えい液受皿(最終受皿)（第3-2図，第3-4図及び第3-6図）
- 漏えい液受皿⇒ [漏えい液受皿(最終受皿) ※1]（第3-5図）
- 漏えい液受皿⇒回収槽（第3-2図～第3-4図）
- 漏えい液受皿⇒ [回収槽※2※3]（第3-5図及び第3-6図）
- 漏えい液受皿⇒ []※4 ⇒ [漏えい液受皿(最終受皿) ※5]（第3-7図）

- ※1 []
[]
[]
[]
- ※2 []
[]
[]
- ※3 []
[]
[]
- ※4 []
[]
[]
[]
- ※5 []
[]
[]

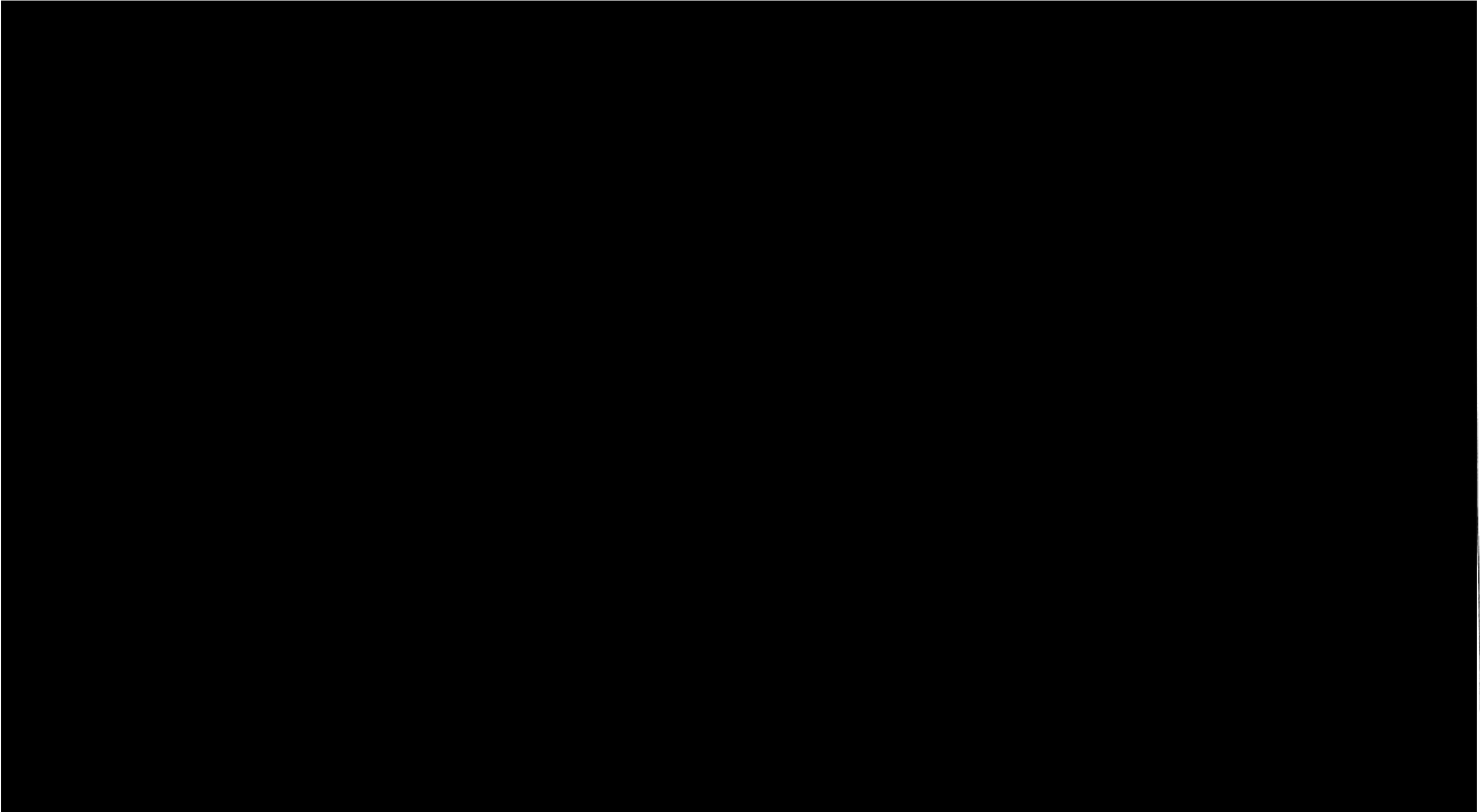
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]



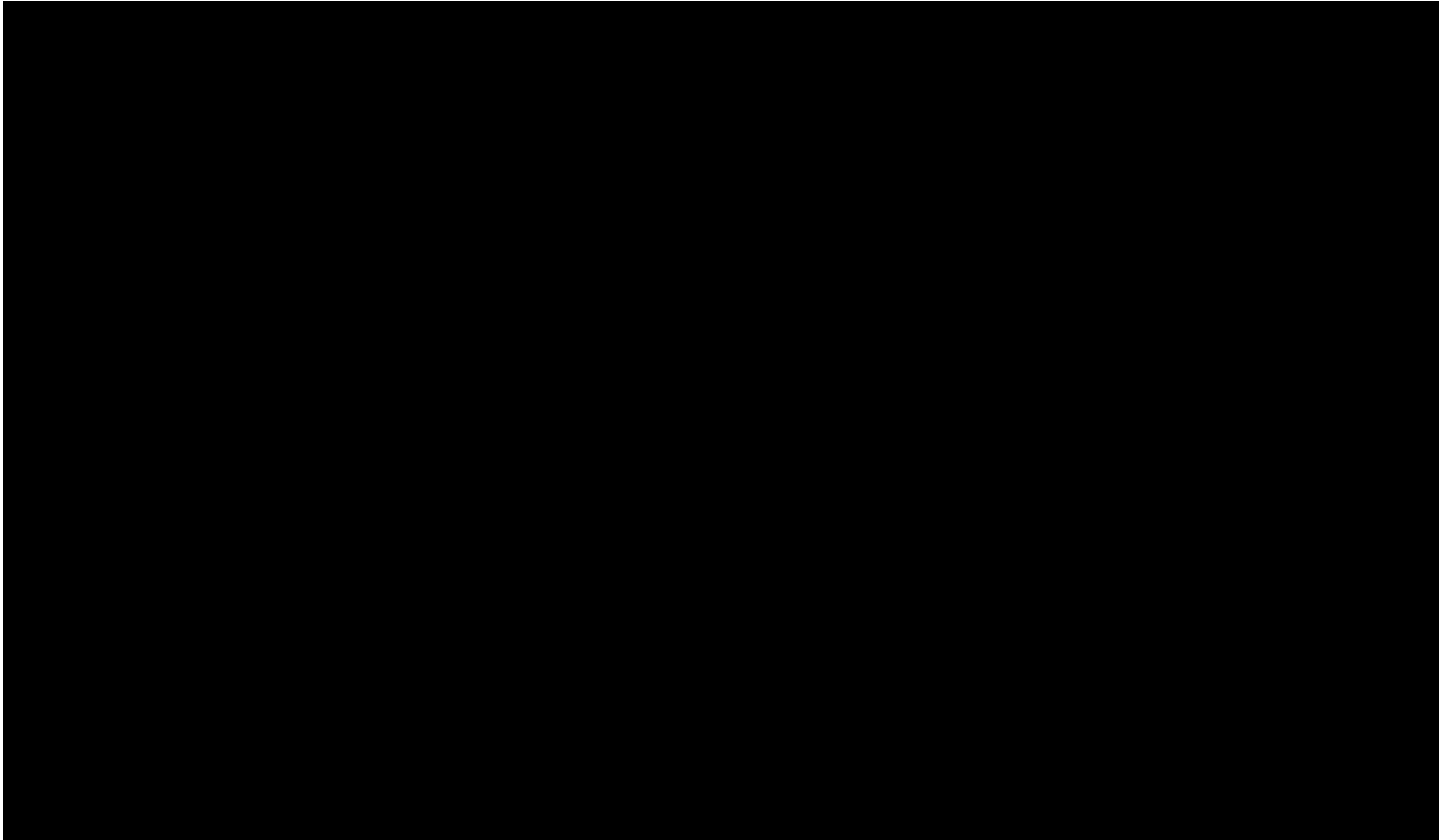
第 1.2.4.1.12-1 図
分析液処理系の系統図

第 3 - 2 図 分析設備 (分析建屋) 系統図 (室等の漏えい拡大防止)



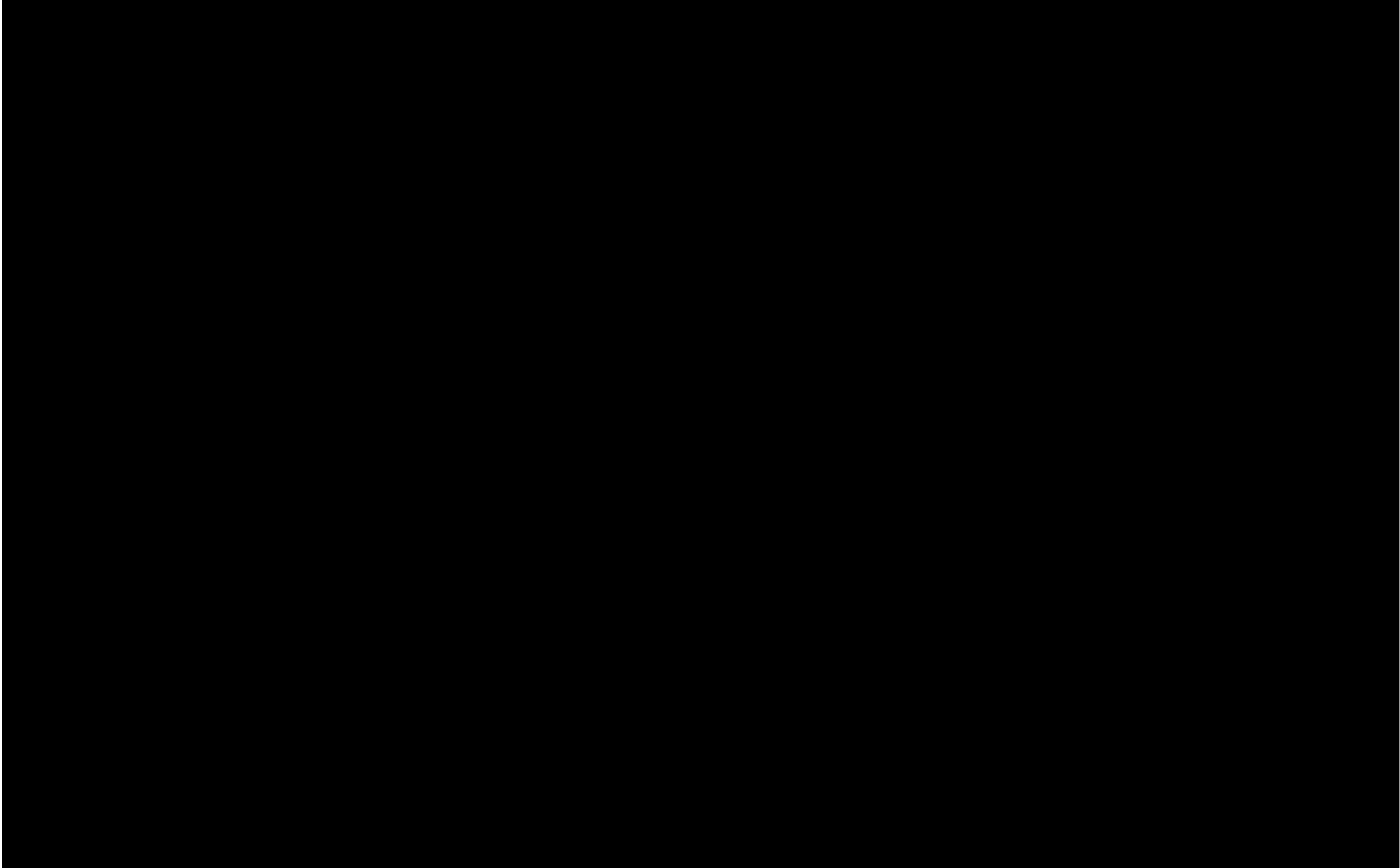
第1.2.4.1.10-1図
分析建屋の分析設備の系統図(その1)

第3-3図 分析設備(分析建屋) 系統図(室等の漏えい拡大防止)



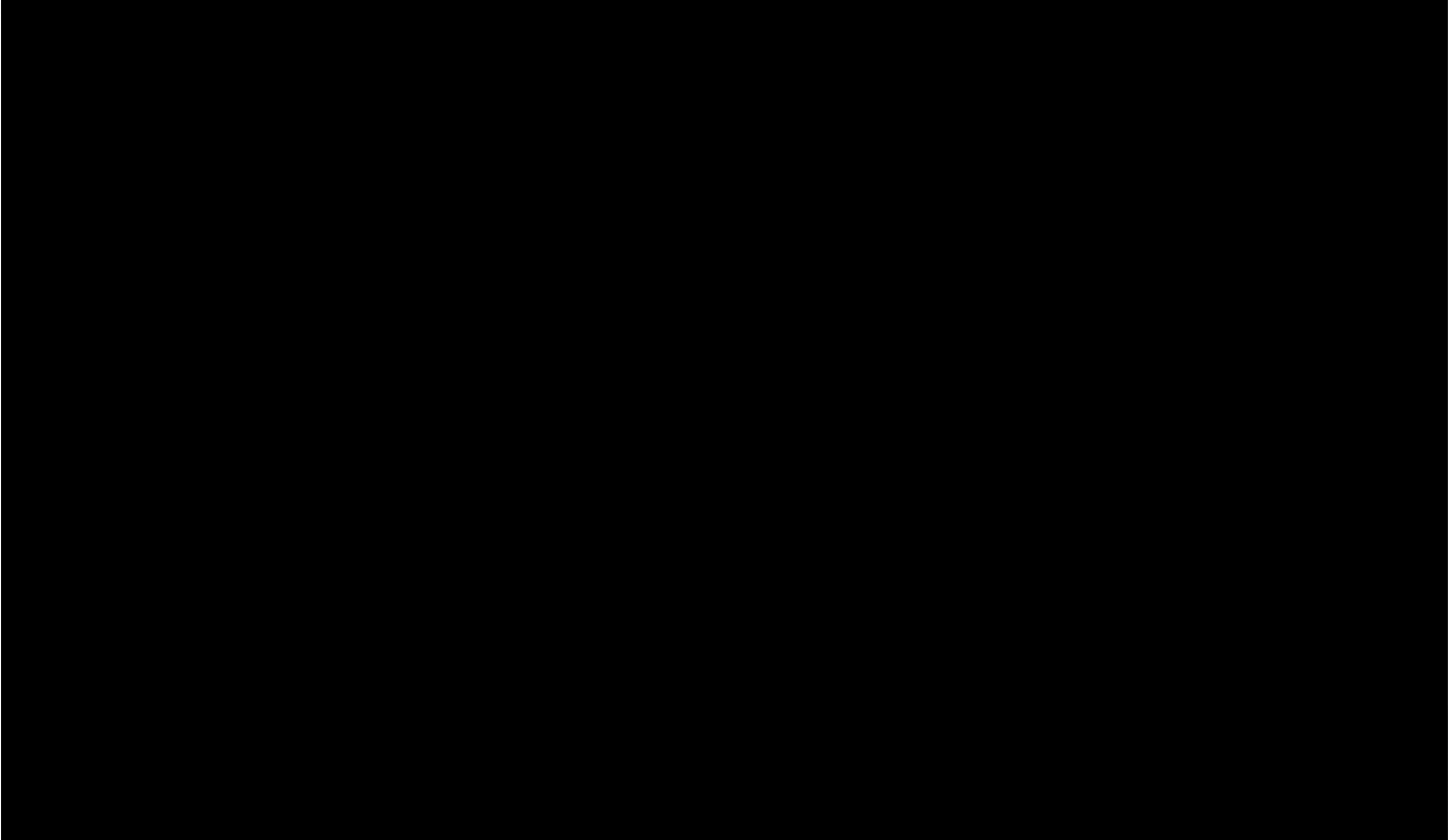
第1.2.4.1.10-2図
分析建屋の分析設備の系統図(その2)

第3-4図 分析設備(分析建屋) 系統図(室等の漏えい拡大防止)



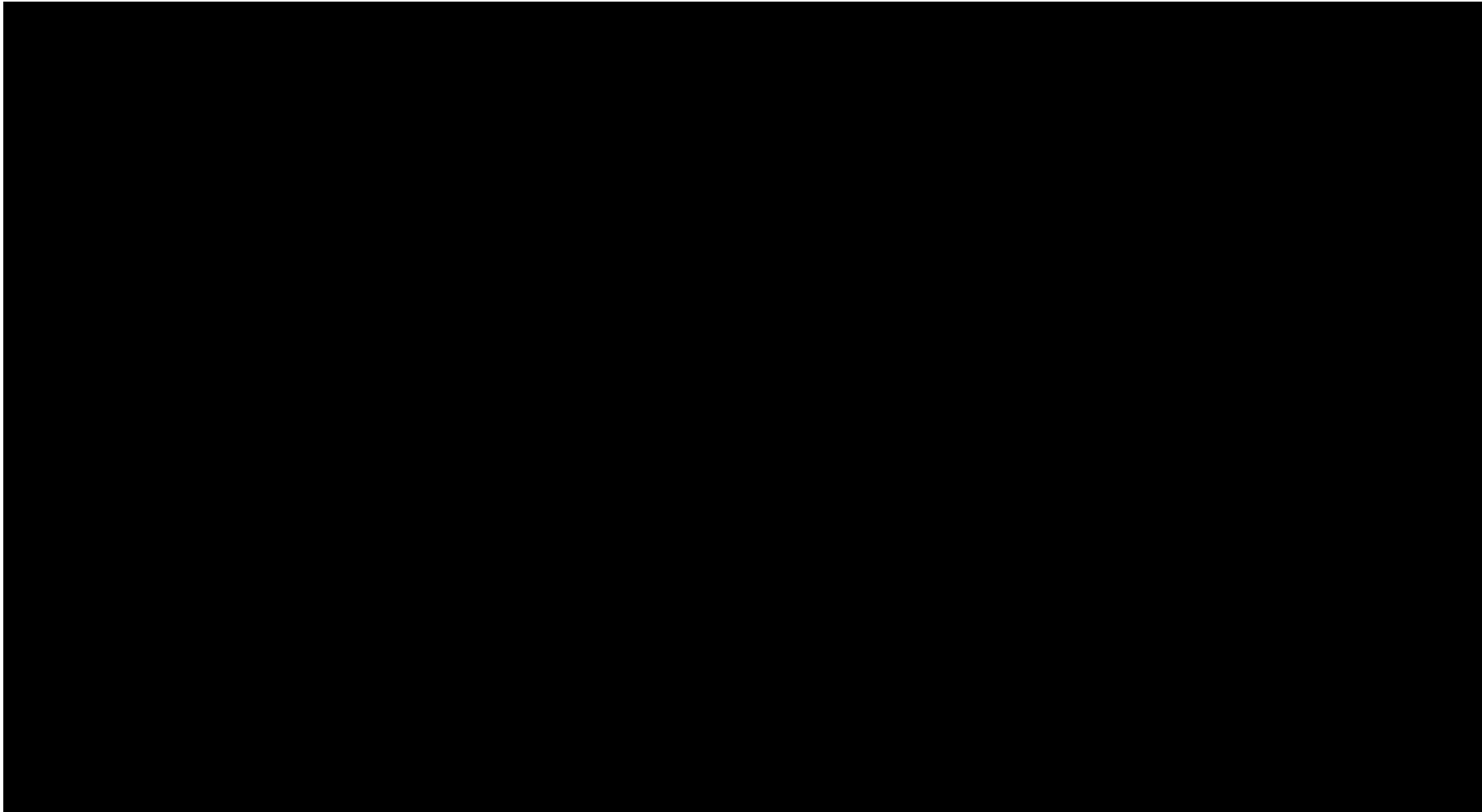
分離建屋の分析設備の系統図（その1）

第3-5図 分析設備（分離建屋） 系統図(室等の漏えい拡大防止)



第1.2.4.1.3-1図
精製建屋の分析設備の系統図(その1)

第3-6図 分析設備(精製建屋) 系統図(室等の漏えい拡大防止)



第1.2.4.1.7-1図
高レベル廃液ガラス固化建屋の分析設備の系統図（その1）

第3-7図 分析設備（高レベル廃液ガラス固化建屋） 系統図（室等の漏えい拡大防止）

(a) 第10条 閉じ込めの機能

- i. 【放射性物質の保持機能】
- iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
- iv. 【フードの面速維持】

各建屋の分析設備の【放射性物質の保持機能】、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】に係る主流路（第3-8図～第3-15図参照）の範囲を主要機器（第3-1表～第3-8表参照）で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（建屋換気系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<グローブボックス等からの排気>

- グローブボックス等^{*1*2}⇒ [各建屋換気設備ダクト^{*3*4}]

<フードからの排気>

- フード^{*5*6*7*8*9}⇒ [各建屋換気設備ダクト]
- フード^{*10}⇒ [低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 配管]

※1 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備：分析設備とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の設備区分点は、グローブボックス等の管台（フランジ）とする。

※2 分析建屋換気設備：分析設備と分析建屋換気設備の設備区分点は、グローブボックス等の管台（フランジ）とする。

※3 前処理建屋換気設備：分析設備と前処理建屋換気設備の設備区分点は、換気設備ダクトから見て第1フランジとする。

※4 分析建屋換気設備：分析設備と分析建屋換気設備の設備区分点は、換気設備ダクトから見て第1フランジとする。

※5 分離建屋換気設備：分析設備と分離建屋換気設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）とする。

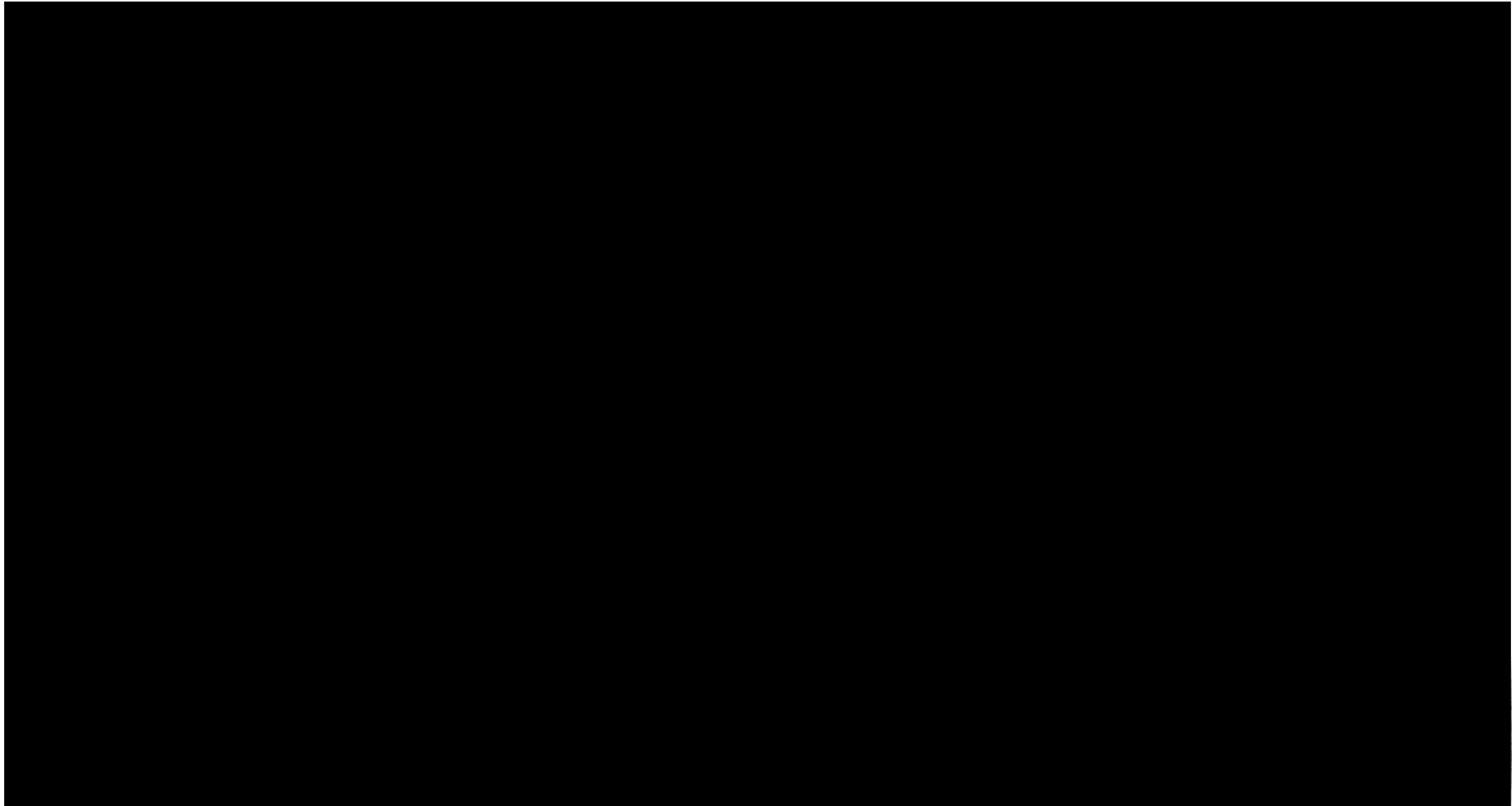
※6 精製建屋換気設備：分析設備と精製建屋換気設備の設備区分点は、フード管台（フランジ）とする。

※7 分析建屋換気設備：分析設備と分析建屋換気設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）とする。

- ※8 ウラン脱硝建屋換気設備：分析設備とウラン脱硝建屋換気設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）とする。
- ※9 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備：分析設備と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）とする。
- ※10 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備：分析設備と低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、フードの管台（フランジ）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

- 別紙1-2-4-1-4-1 前処理建屋換気設備
- 別紙1-2-4-1-4-2 分離建屋換気設備
- 別紙1-2-4-1-4-3 精製建屋換気設備
- 別紙1-2-4-1-4-4 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備
- 別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）
- 別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）

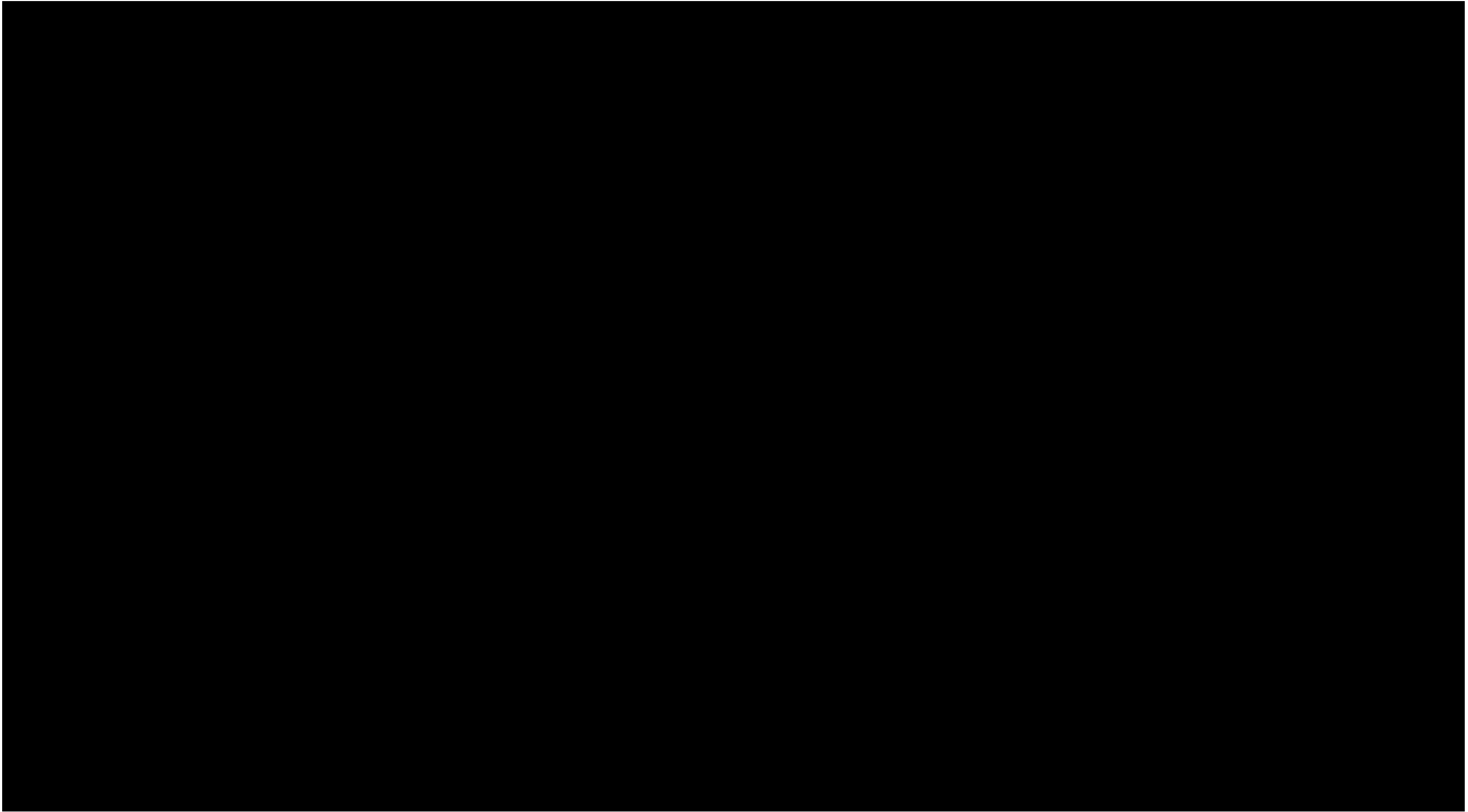


第1.2.1.4.1-1図
前処理建屋換気設備の系統図(その1)

第3-8図 分析設備(前処理建屋) 系統図 (放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-1表 分析設備（前処理建屋） 対象グローブボックス等と接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される 排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
前 処 理 建 屋	分析 設備		前処理建屋排 気系 (溶解槽セル 排風機)	換気設備ダクトから見て 第1フランジ (別紙1-2-4-1-4-1 前処理建屋換気設備)



第 1.2.1.4.5-1 図
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
換気設備の系統図（その 1）

第 3-9 図 分析設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） 系統図（放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-2表 分析設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）対象グローブボックス等と接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される 排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
ウラン ・プルト ニウム 混合脱 硝建屋	分析 設備		ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建 屋排気系 (グローブボック ス・セル排風機)	グローブボックス等の管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-4 ウラン・プルトニウ ム混合脱硝建屋換気設備)

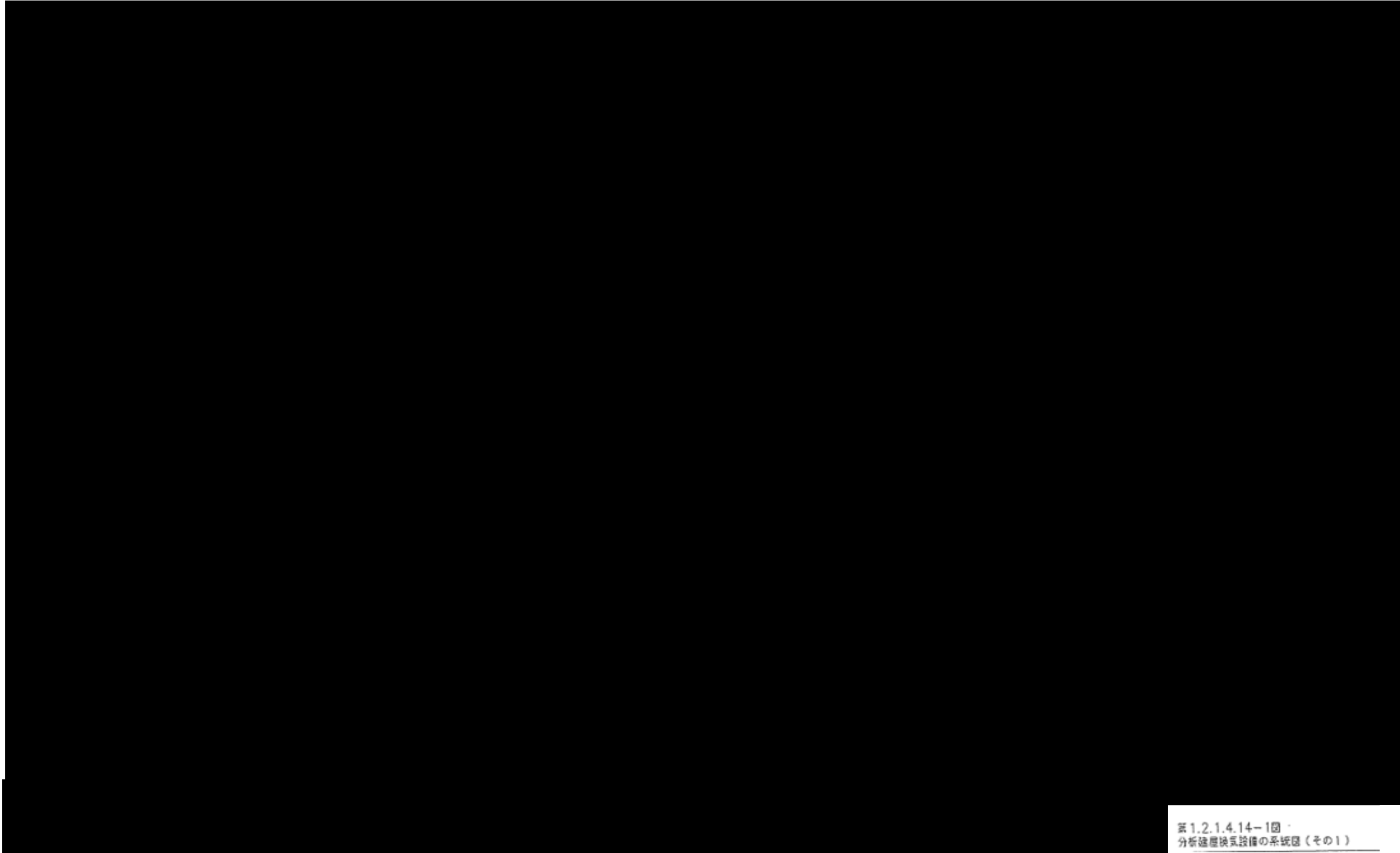


表 1.2.1.4.14-1 図
分析装置換気設備の系統図（その 1）

第 3-10 図 分析設備（分析建屋） 系統図（放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-3表 分析設備（分析建屋）対象グローブボックス等及び対象フードと接続される排気系（1/5）

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区 分点（関連する換気設備 の別紙番号）
分析 建屋	分析 設備		分析建屋排気系 (グローブボック ス排風機)	換気設備ダクトから見て 第1フランジ (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備（設計基準対象の 施設のみ）)

第3-3表 分析設備（分析建屋）対象グローブボックス等及び対象フードと接続される排気系（2/5）

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区 分点（関連する換気設備 の別紙番号）
分析 建屋	分析 設備		分析建屋排気系 (グローブボック ス排風機)	換気設備ダクトから見て 第1フランジ (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備（設計基準対象の 施設のみ）)

第3-3表 分析設備（分析建屋）対象グローブボックス等及び対象フードと接続される排気系（3/5）

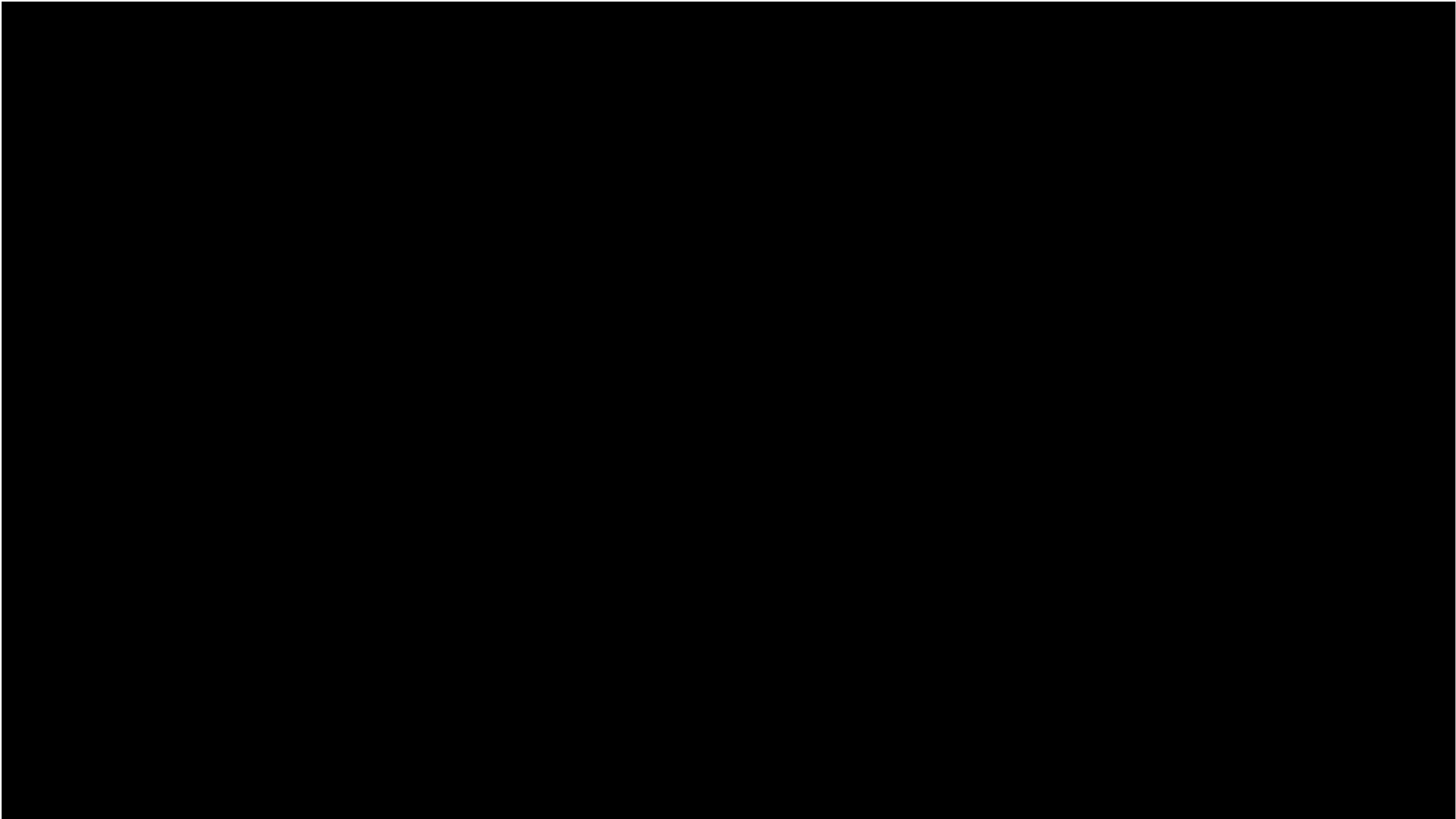
設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区 分点（関連する換気設備 の別紙番号）
分析 建屋	分析 設備		分析建屋排気系 (グローブボック ス排風機)	換気設備ダクトから見て 第1フランジ (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備（設計基準対象の 施設のみ）)

第3-3表 分析設備（分析建屋）対象グローブボックス等及び対象フードと接続される排気系（4/5）

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区 分点（関連する換気設備 の別紙番号）
分析 建屋	分析 設備		分析建屋排気系 (グローブボック ス排風機)	換気設備ダクトから見て 第1フランジ(別紙1-2-4- 1-4-7 建屋換気設備(設 計基準対象の施設のみ))
				グローブボックス等の管 台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備(設計基準対象の 施設のみ))
			分析建屋排気系 (フード排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備(設計基準対象の 施設のみ))

第3-3表 分析設備（分析建屋）対象グローブボックス等及び対象フードと接続される排気系（5/5）

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区 分点（関連する換気設備 の別紙番号）
分析 建屋	分析 設備		分析建屋排気系 (フード排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-7 建屋 換気設備（設計基準対象の 施設のみ）)

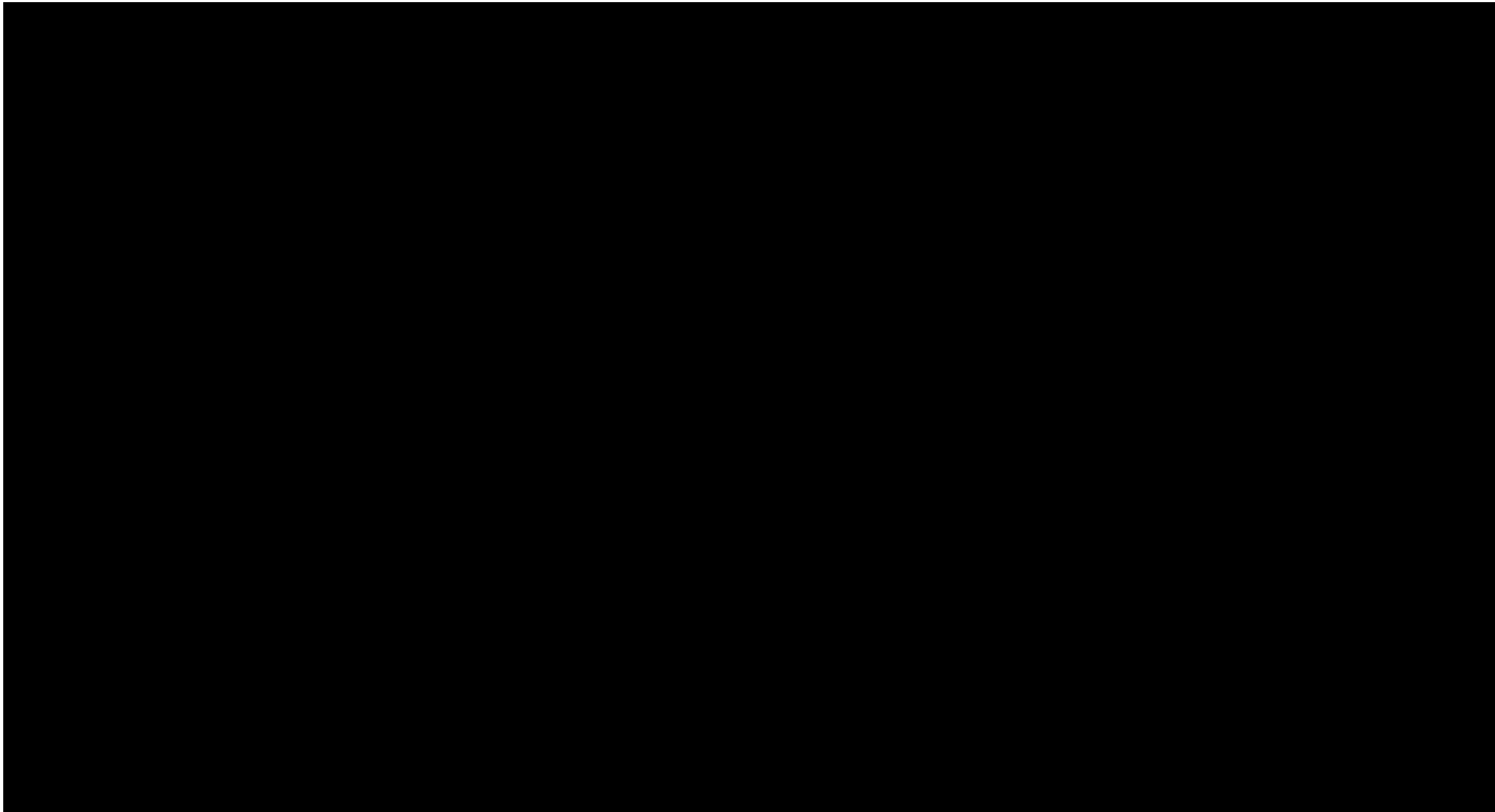


第2.1.1.1.1-1図
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備
の系統図（その1）

第3-11図 分析設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋） 系統図（放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-4表 分析設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）対象フードと接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
使用済 燃料受 入れ・ 貯蔵建 屋	分析 設備	キャスク内部水サンプリングフード	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 (建屋排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備(設計 基準対象の施設のみ))
		廃樹脂貯槽デカント水出口・第1ろ過装置出口サンプリングフード		
		低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングフード		

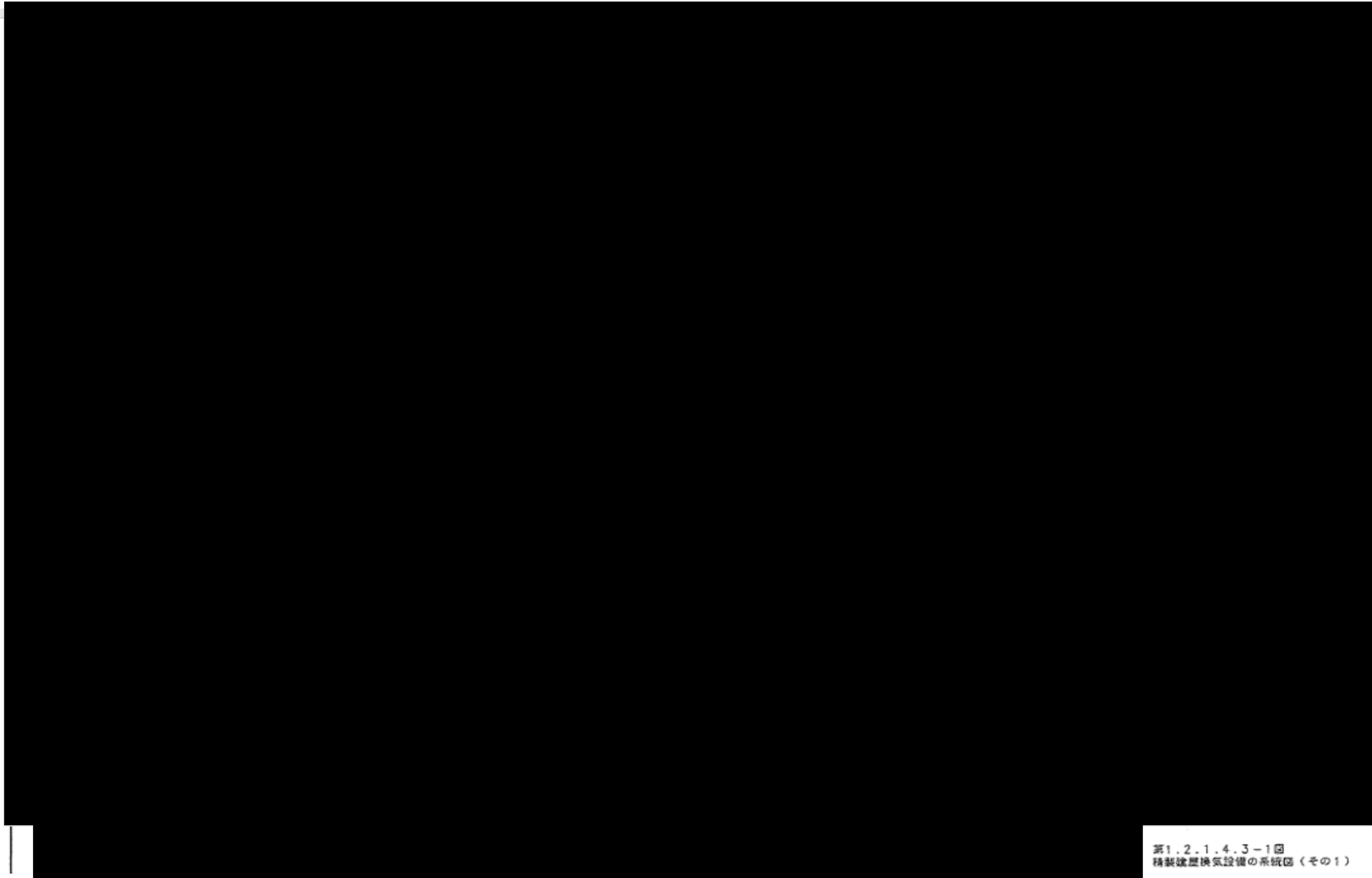


第1.2.1.4.2-1図
分離建屋換気設備の系統図(その1)

第3-12図 分析設備(分離建屋) 系統図(放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-5表 分析設備（分離建屋） 対象フードと接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
分離 建屋	分析 設備	[REDACTED]	分離建屋排気系 (建屋排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-2 分離建屋換気設備)

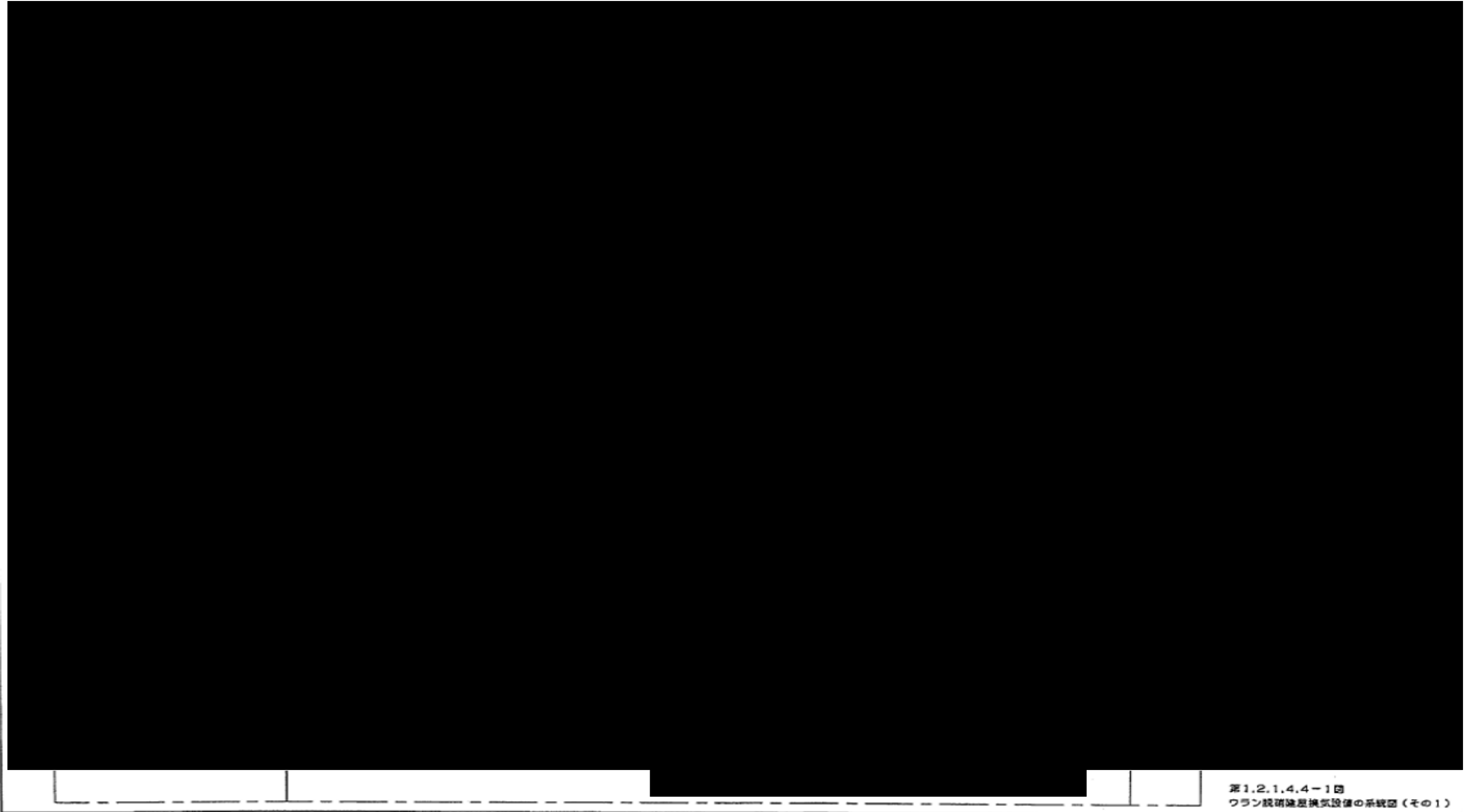


第1.2.1.4.3-1図
精製建屋換気設備の系統図(その1)

第3-13図 分析設備(精製建屋)系統図(放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-6表 分析設備（精製建屋） 対象フードと接続される排気系

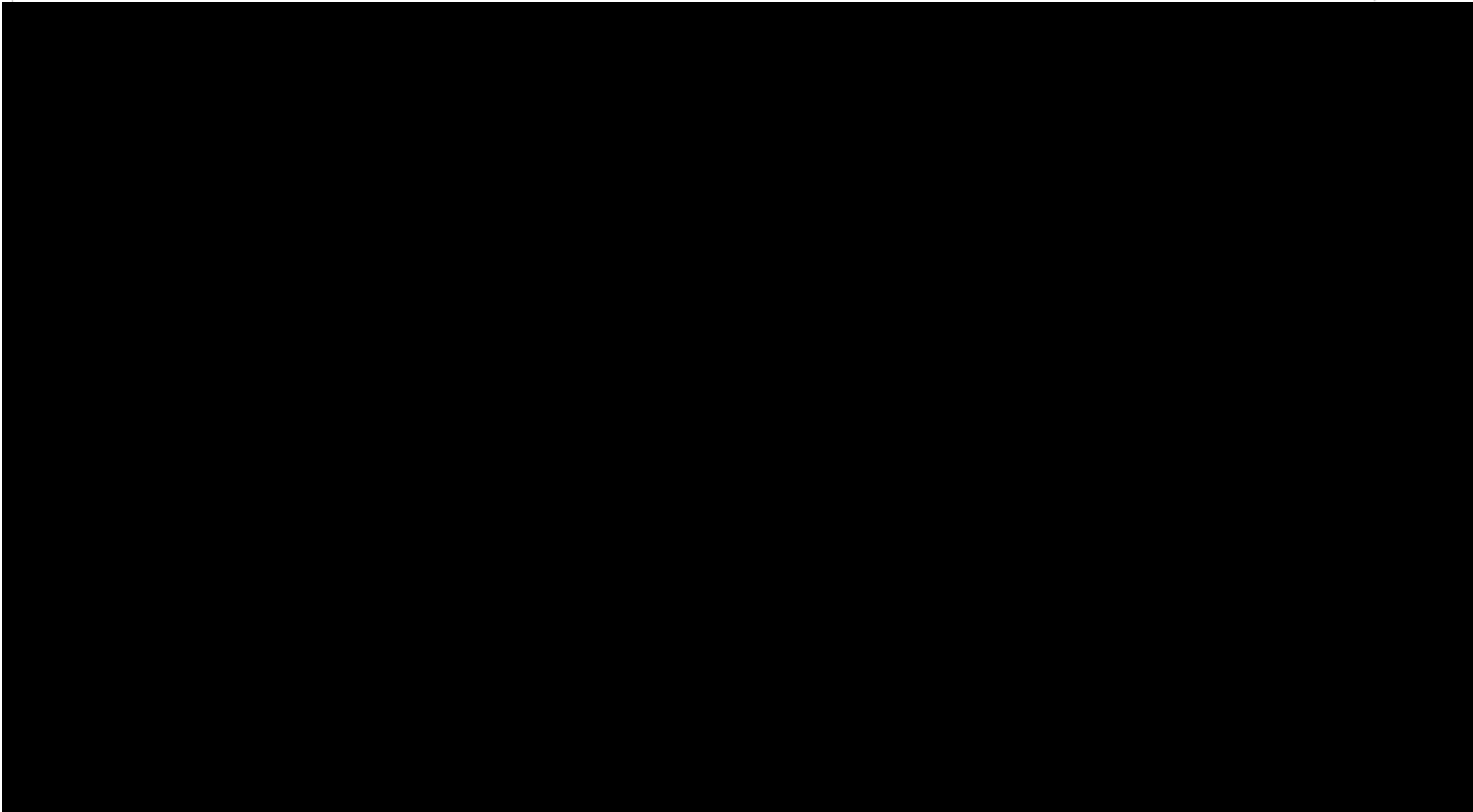
設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
精製 建屋	分析 設備		精製建屋排気系 (グローブボック ス・セル排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-3 精製建屋換気設備)



第3-14図 分析設備（ウラン脱硝建屋）系統図(放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-7表 分析設備（ウラン脱硝建屋） 対象フードと接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	建屋換気設備との設備区分点 (関連する換気設備の別紙番号)
ウラン 脱硝建 屋	分析 設備	硝酸ウラニル供給槽サンプリングフード	ウラン脱硝建屋排 気系 (フード排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備(設計 基準対象の施設のみ))
		送受信装置フード		



第 1.2.1.2.9.4 - 1 図
塔槽類廃ガス処理系の系統図

第 3 - 15 図 分析設備（低レベル廃棄物処理建屋）系統図（放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-8表 分析設備（低レベル廃棄物処理建屋）対象フードと接続される排気系

設置 建屋	設備 区分	機器名称	接続される排気系 (排風機)	塔槽類廃ガス処理設備との設備区分点 (関連する塔槽類廃ガス処理設備の別 紙番号)
低レ ベル 廃棄 物処 理 建屋	分析 設備	低レベル廃液サンプリングフード	低レベル廃棄物処 理建屋塔槽類廃ガ ス処理設備 (排風機)	フードの管台(フランジ) (別紙1-2-4-1-2-8 塔槽類廃ガス処理 設備(設計基準対象の施設のみ))
		廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード		
		廃有機溶媒サンプリングフード		

(4) 留意事項

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している分析設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第4-1図及び第4-1表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の分析設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

a. 主流路を設定しない範囲

分析設備において主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

- 各グローブボックスから分析試料の分析により生じる分析済溶液及び分析残液は、少量のウラン及びプルトニウムを含む回収系統であるが、万が一漏えいした場合においても影響は小さく室等の漏えい液受皿により建屋外へ漏えいすることがない構成であるため、当該設備を主流路と設定しない。
- 低レベル廃液（凝縮液及び抽出残液）の移送系統は、低レベル廃液の回収系統であり、万が一漏えいした場合においても影響は小さく室等の漏えい液受皿により建屋外へ漏えいすることがない構成であるため、当該設備を主流路と設定しない。
- 操作ボックス内に設置する機器は、XXXXXXXXXXであり、放射性物質の保持機能は操作ボックスで閉じ込め性を担保することから、当該設備を主流路と設定しない。

第 1.2.4.1.12-1 図
分析済溶液処理系の系統図

第 4-1 図 分析設備（分析建屋）に係る主流路の範囲及び主流路としない範囲の概要図

4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方
 (「別紙1-2-6」 抜粋)

分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> ・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り(容器内への液張り、容器等シール部への液張り)を行う液張りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン 	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> ・計器(流量計)の保守時に使用するバイパスライン ・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン 	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン 	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン 	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー(迷がし)ライン 	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン 	機器故障等で万が一使用する非正常ラインであるため、主流路としない。
G	循環(攪拌)ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・溶液等のポンプ(動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット)による攪拌ライン ・圧縮空気(かくはん用空気によるバルセータ含む)による攪拌ライン ・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン 	<p>溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。</p> <p>熱交換により発生する凝縮水を回収(循環)する目的で使用するラインであるため主流路としない。</p>
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・万が一入室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン 	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・分析試料を採取するためのサンプリングライン ・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン ・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング(計装用空気配管)、ガイドパイプ 	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため主流路とし計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン 	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン 	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器(容器、グローブボックス、フード等)からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン (安全機能に関するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン 	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン <p>*安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路</p>	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器(容器、熱交換器等)へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
N	将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン 	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン 	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2 本文2. (4)に記載の対象。 	別紙1-2 本文2. (4)に記載の理由。

b. 主要機器として抽出しない範囲

(a) 漏えい液回収系統中の [REDACTED]

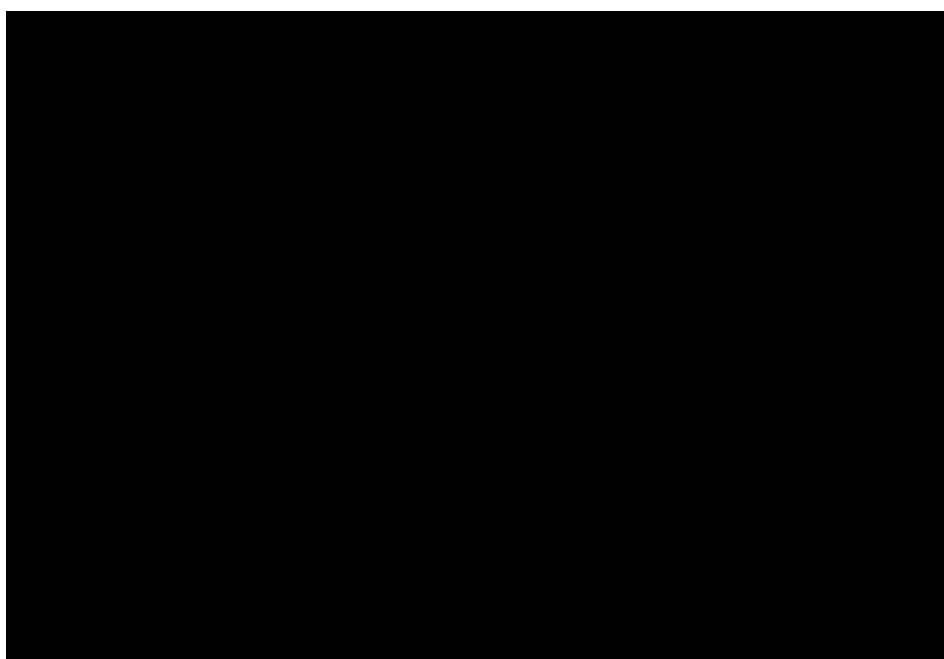
セル又は室内に設置している漏えい液受皿から重力流で回収するラインに設置している [REDACTED] がある。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 主要機器

([REDACTED]) としては抽出せずに配管の一部として扱う。



第4-2図 漏えい液回収系に設置している [REDACTED]

3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

分析設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能	主配管（溶液保持系）	—	○	—
		主配管（建屋換気系）	—	○	—
	室等の漏えい拡大防止	主配管（漏えい拡大防止系）	—	○	—
	放射性物質を保持する系統の負圧維持	主配管（建屋換気系）	—	○	—
	フードの面速維持	主配管（建屋換気系）	主配管無し		

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に順じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Sクラス、それ以外の主配管の範囲は、耐震B/Cクラスであり、分析設備の耐震設計は、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震B/Cクラスである。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(1/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	液体廃棄物の廃棄施設	アルカリ廃液濃縮缶	B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	
			アルカリ濃縮廃液貯槽	B						
			低レベル廃液蒸発缶	B						
			第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを経て 第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲を除く 除染ビット	B B B						
B	固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮廃液中和槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルボイズ処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋		
		ガラス固化体検査室天井クレーン	B							
		第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン(注7)	B							
		乾燥装置	B							
		熱分解装置	B							
		焼却装置	B							
		固化装置	B							
		第1切断装置	B							
		第2切断装置	B							
		低レベル固体廃棄物貯蔵設備	B							
その他再処理設備の附属施設	分析設備	B			機器等の支持構造物	B	分析建屋			

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(2/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設 (つづき)	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体検査装置	C			機器等の支持構造物	C	高レベル廃液ガラス固化建屋 チャンネルボックス・バーナブルボイズ処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	
			低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C						
		放射線管理施設	Sクラスの6)に該当する以外の放射線管理施設	C						
		その他再処理設備の附属施設	受電閉鎖設備 給水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 火災防護設備 溢水防護設備 化学薬品防護設備 電巻防護対策設備	C C C C C C C C						機器等の支持構造物



第 1.2.4.1.12-1 図
分析済溶液処理系の系統図

第 5-1 図 分析設備（分析建屋）の耐震クラス範囲図

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、分析設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能を赤）する。

添付 1

別紙 2 機能要求②抜粋

(分析設備)

共通09 別紙 2 一覧参照

No.	名称
7	第 10 条：閉じ込めの機能

添付 2

申請対象設備リスト

(分析設備)

申請対象設備リスト (系統設備)
(1/14)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 抜付け番号	エビデンス 抜付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SAKS分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリング配管第1セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-09-1	KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第2セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-09-2	KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリング配管第2セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-09-3	KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	10条-6	配-09-1	KA	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	高圧;放射性廃液
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	配管収納容器	AT01/AT02/放射性配管 第2セル配管収納容器1	容器	10条-6	機-07-1	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	D-2/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	AT01/放射性配管 第2セル漏えい液受皿1	漏えい液受皿	10条-7	機-07-2	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	AT01/放射性配管 第2セル漏えい液受皿2	漏えい液受皿	10条-7	機-07-3	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	硝酸ウランサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機-04-1	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	混合槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機-04-2	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	クワン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-3	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	クワン系サンプリングベンチ第2セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-4	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	クワン系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-5	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	ブルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-6	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	ブルトニウム系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-7	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

申請対象設備リスト（系統設備）
(2/14)

その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管（溶液保持系）	主配管	10条-1	配-04-1	AC	—	②-4	既設	安重/非安重	—	S,B/-	—	—	液体：フルトニウム溶液
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	10条-6	配-04-2	AC	—	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体：ウラン溶液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	グローブボックス	サンプリンググローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1,16	機-02-1	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,16	配-02-1	AA	一次	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体：GR内空気
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	—	脱酸ウレニル供給槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-14,16 10条-18	機-05-3	BA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	—	送受信装置フード	核物質等取扱ボックス	10条-14,16 10条-18	機-05-1	BA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析試料採取装置	キャスタ内部水サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-1,18	機-01-1	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析試料採取装置	廃樹脂貯槽ゲラント水出口・第1ろ過装置出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-1,18	機-01-2	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析試料採取装置	低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-1,18	機-01-3	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	低レベル廃液サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機08-54	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	廃ガス洗浄廃液サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機08-55	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	廃有機溶媒サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機08-56	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿1	漏えい液受皿	10条-6	機-13-216	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿2	漏えい液受皿	10条-6	機-13-217	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿3	漏えい液受皿	10条-6	機-13-218	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリング配管セル漏えい液受皿	漏えい液受皿	10条-6	機-13-1	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	廃ガス洗浄セル漏えい液受皿	漏えい液受皿	10条-6	機-13-12	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	分析残液受槽セル漏えい液受皿	漏えい液受皿	10条-6	機-13-219	AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	

申請対象設備リスト（系統設備）
(3/14)

その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	回収槽セル溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-220	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	分析清液受槽セル溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-221	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	回収操作ボックス溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-20	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	配管収納ボックス2溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-210	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	配管収納ボックス1溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-211	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	濃縮操作ボックス溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-212	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	抽出操作ボックス2溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-222	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	溜えい液受皿	抽出操作ボックス1溜えい液受皿	溜えい液受皿	10条-6	機-13-223	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析残渣受槽	分析残渣受槽	容器	10条-1	機-13-2	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析残渣希釈槽	分析残渣希釈槽	容器	10条-1	機-13-3	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	回収槽	回収槽	容器	10条-1	機-13-4	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析清液受槽	分析清液受槽	容器	10条-1	機-13-5	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析清液供給槽	分析清液供給槽	容器	10条-1	機-13-6	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	濃縮液受槽	濃縮液受槽	容器	10条-1	機-13-8	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	濃縮液供給槽	濃縮液供給槽	容器	10条-1	機-13-9	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	抽出液受槽	抽出液受槽	容器	10条-1	機-13-11	AH	1	②~4	既設	安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	グローブボックス	ハムセータ隔離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-21	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	操作ボックス	回収操作ボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-22	AH	1	②~4	既設	非安重	—	B/-	—	—

申請対象設備リスト（系統設備）
(13/14)

その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-187	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-188	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-189	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-190	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-191	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-192	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-193	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-194	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-195	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-196	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-197	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	ブード		結物質等取扱ボックス	10条-14, 16, 18	機-13-198	AB	1	②~4	既設	非安重	—	C/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末サンプル気送グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-199	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末サンプル移動グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-200	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末残サンプル保管グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-201	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末密度測定グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-202	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末水分測定グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-203	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末O ₂ 濃度測定処理グローブボックス	結物質等取扱ボックス	10条-1, 14, 16	機-13-204	CA	1	②~3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—

申請対象設備リスト (系統設備)
(14/14)

その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末O ₂ /N ₂ 測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1,14,16	機-13-205	CA	1	②-3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	粉末総機測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1,14,16	機-13-206	CA	1	②-3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	比表面積測定グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1,14,16	機-13-207	CA	1	②-3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備のグローブボックス	溶液サンプル気送グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-1,14,16	機-13-208	CA	1	②-3	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(健康機気系)	主配管	10条-1,14,16	配-13-1	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	気体:GB内空気
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	10条-6,7	配-13-2	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(溶液保持系)	主配管	10条-1	配-13-3	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第3セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-1	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-2	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第6セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-3	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第5セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-03-4	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	—	溶解液供給槽ガダンサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	10条-18	機-03-5	AB	2	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(溶液保持系)	主配管	10条-1	配-03-1	AB	一式	②-3	既設	安重/非安重	—	C/- B/- S/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	10条-6	配-03-2	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	液体:クワン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等

添付 3

申請対象設備抽出結果

(分析設備)

(1) 分析設備

抽出リスト (機器)
(1/6)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分	設備区分	機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区 分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-01-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析試料採取装置	キャスク内部水サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-01-2	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析試料採取装置	廃樹脂貯槽デカント水出口・第1ろ過装置出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-01-3	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析試料採取装置	低レベル濃縮廃液ポンプ出口サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-02-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	グローブボックス	サンプリンググローブボックス	核物質等取扱ボックス	AA	2	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第3セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-2	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-3	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第6セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-4	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	サンプリングベンチ第5セル漏えい液受皿	容器	AB	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-03-5	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	—	溶解液供給槽ゲデオンサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AB	2	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-04-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	硝酸ウランサンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-04-2	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	混合槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	AC	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-04-3	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	ウラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-4	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	ウラン系サンプリングベンチ第2セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-5	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	ウラン系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-6	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	プルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-04-7	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	プルトニウム系サンプリングベンチ第4セル漏えい液受皿	容器	AC	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-05-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	—	送受信装置フード	核物質等取扱ボックス	BA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-05-3	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	—	硝酸ウラン供給槽サンプリングフード	核物質等取扱ボックス	BA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-07-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	配管収納容器	AT01/AT02/放射性配管 第2セル配管収納容器1	容器	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B-2/-	—	—	
機-07-2	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	AT01/放射性配管 第2セル漏えい液受皿1	漏えい液受皿	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	
機-07-3	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	AT01/放射性配管 第2セル漏えい液受皿2	漏えい液受皿	AT	一式	②-3	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機08-54	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	低レベル廃液サンプリングフード	核物質取扱ボックス	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機08-55	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード	核物質取扱ボックス	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機08-56	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	分析設備	廃有機溶媒サンプリングフード	核物質取扱ボックス	DA	1	②-4	既設	非安重	—	C/-	—	—	
機-09-1	その他再処理設備の附属施設	分析設備	—	漏えい液受皿	サンプリング配管第1セル漏えい液受皿	容器	KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	

抽出リスト (機器)
(2/6)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	重要区分	DB区分	SAIX区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-09-2	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第2セル漏えい液受皿	容器		KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-09-3	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリング配管第2セル漏えい液受皿	容器		KA	1	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-216	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿1	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-217	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿2	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-218	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	放射性配管第1セル漏えい液受皿3	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-1	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	サンプリング配管セル漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-12	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	廃ガス洗浄槽漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-219	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	分析残渣受槽セル漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-220	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	回収槽セル漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-221	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	分析済溶液受槽セル漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-20	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	回収操作ボックス漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-210	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	配管収納ボックス2漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-211	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	配管収納ボックス1漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-212	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	濃縮操作ボックス漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-222	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	抽出操作ボックス2漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-223	—	—	—	分析設備	—	—	漏えい液受皿	抽出操作ボックス1漏えい液受皿	漏えい液受皿		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-2	—	—	—	分析設備	—	—	分析残渣受槽	分析残渣受槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-3	—	—	—	分析設備	—	—	分析残渣希釈槽	分析残渣希釈槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-4	—	—	—	分析設備	—	—	回収槽	回収槽	容器		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-5	—	—	—	分析設備	—	—	分析済溶液受槽	分析済溶液受槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-6	—	—	—	分析設備	—	—	分析済溶液供給槽	分析済溶液供給槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-8	—	—	—	分析設備	—	—	濃縮液受槽	濃縮液受槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-9	—	—	—	分析設備	—	—	濃縮液供給槽	濃縮液供給槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-11	—	—	—	分析設備	—	—	抽出液受槽	抽出液受槽	容器		AH	1	②-4	既設	安重	—	B/-	—	—	—
機-13-21	—	—	—	分析設備	—	—	グローブボックス	バルセータ隔離グローブボックス	核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-22	—	—	—	分析設備	—	—	操作ボックス	回収操作ボックス	核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-23	—	—	—	分析設備	—	—	濃縮操作ボックス	濃縮操作ボックス	核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-24	—	—	—	分析設備	—	—	抽出操作ボックス	抽出操作ボックス	核物質等取扱ボックス		AH	2	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-27	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-28	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-29	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-30	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-31	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-32	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-33	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-34	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-35	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-36	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-37	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-38	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-39	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-40	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-41	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-42	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
機-13-43	—	—	—	分析設備	—	—	分析セル		核物質等取扱ボックス		AH	1	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—

抽出リスト (配管)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-02-1	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	AA	一式	②-3	常設	非安重	—	B/-	—	—	流体:GB内空気
配-03-1	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (溶液保持系)	主配管	—	AB	一式	②-3	既設	安重/非安重	—	C/- B/- S/-	—	—	流体:ウラン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
配-03-2	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (漏えい拡大防止系)	主配管	—	AB	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:ウラン及びプルトニウムを含む溶液、抽出廃液等
配-04-1	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (溶液保持系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	安重/非安重	—	S、B/-	—	—	流体:プルトニウム溶液
配-04-2	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (漏えい拡大防止系)	主配管	—	AC	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:ウラン溶液等
配-09-1	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (漏えい拡大防止系)	主配管	—	KA	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	流体:放射性廃液
配-13-1	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	気体:GB内空気
配-13-2	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (漏えい拡大防止系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	液体:ウラン及びプルトニウムを含む溶液
配-13-3	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	分析設備	主配管 (溶液保持系)	主配管	—	AH	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/-	—	—	液体:ウラン及びプルトニウムを含む溶液

共通09 別紙1-2-5-6
分析設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	L	分析試料採取配管であり主配管としない

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

共通09 別紙1-2-5-6
分析設備 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水、水封の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器等で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収ラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	I	仮設流量計接続箇所であり主流路としない
14	J	漏えい液回収以外の安全蒸気ラインであり主流路ではない
15	換気個別	入気ダクトまたは安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない
16	L	ADRBの有効性範囲外のため主流路としない
17	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
18	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

分析設備（その他再処理設備の附属施設） ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	個別	Pu/HAW液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない。
14	個別	Pu/HAW液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない。
15	個別	Pu/HAW液保持に係らない長期予備系のラインのため主流路としない。
16	個別	放射線レベル計測槽のラインは主流路と設定しない。

*：分類は別紙1-2-6「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

共通09 別紙1-2-5-6 添付3
 分析設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋） ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパスラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない
13	F	放射性廃液の回収ラインであり主流路としない
14	個別	漏えい液の回収系統を内包する二重管であり主流路としない

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

共通09 別紙1-2-5-6
分析設備 ②-bの理由整理表

No.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	D, J, L	ユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	A, B, C, E, F	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
4	H	分析試料採取配管であり主配管としない
5	M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽または冷却ジャケットへの安全冷却水供給ラインであり主流路としない
6	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
7	F, G	非安重の漏えい液回収スチームジェット配管であり主流路としない
8	G	デミスタ・凝縮器等から発生した凝縮水ラインであり主流路としない
9	個別	圧力調整用のラインであり、仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
10	G	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
11	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない
12	G	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない
13	G	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない
14	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
15	個別	入気ダクトまたは安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない
16	D	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない
17	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
18	個別	系統機能を有する仕様表対象機器の対象ラインではないため主流路としない
19	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない
20	個別	躯体として流路を担保しているため、主流路としない。
21	0	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

共通09 別紙1-2-5-6
分析設備 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由	主な流体記号、系統
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)	・DM, DF, RE, AS, SA, CH, IA, IW, WP配管およびASライン接続VE配管 ・スチームジェットシール材劣化検知用漏えい検知ポット周辺(HA, MA, LA配管)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない	・GP, プロセス量の計測を行うための検出配管etc※信号線は含まない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない	AVライン(VOG etc)
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない	洗浄液移送ラインetc
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない	デミスタ、凝縮器のドレンライン
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフローライン、テストライン、安全弁取合、バックアップライン
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない	非安重のスチームジェットおよび回収ライン
8	F	非正常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない	-
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない	・SS配管 ・サンプリングライン
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない	-
11	L	崩壊熱除去評価対象外の貯槽への安全冷却水供給ラインであり主流路としない	-
12	G	かくはん空気による水素掃気バックアップラインであり主流路としない	-
13	個別	分析設備内からの各グローブボックスからの分析済溶液ラインは、少量のウラン及びプルトニウムを含む分析済溶液の回収ラインのため主流路としない。	
14	個別	非正常のラインであり主流路としない	・FC配管 ・将来設置 ・主流路以外の流路
15	個別	分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない	分析有機廃液受槽からDA建屋への移送ルート
16	個別	洗濯廃液、ユーティリティラインであり主流路としない。	
17	個別	操作ボックス内の移送ラインは、閉じ込め機能を有していないため主流路としない。	・ボックス内
18	個別	濃縮・抽出処理で発生する低レベル廃液(凝縮液、抽出残液)の移送ラインは、低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。	濃縮操作ボックス→凝縮液→低レベル廃液 抽出操作ボックス→抽出残液受槽→低レベル廃液
19	個別	系統機能を有する排気ラインではないため主流路としない	・グローブボックス等の給気系
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない	パルセータ、攪拌機、ポンプ(スチームジェットポンプ)
21	個別	分析設備内からの各グローブボックス等からの分析廃液ラインのため主流路としない	
22	個別	極低レベル廃ガス移送ラインは、公衆への影響が小さい廃ガスであるため、当該設備の主流路としない。	-
23	0	廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調機用のラインであり、主流路としない。	-
24	個別	セル及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する施設の排気経路は、低濃度プルトニウム溶液、ウラン溶液、分析済溶液、低レベル放射性廃棄物を内包する分析済溶液受槽等を収納しておらず、流路に設定した範囲のセル等の廃ガスと比べ放射線量が極めて低いため、当該設備を主流路と設定しない。	-
25	個別	分析建屋給気系は、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であり、万一の場合、閉じ込めモードである送風機停止(給気停止)による排気のみが運転がある。分析建屋設備において重要な系統は、分析建屋排気系であるため、当該設備を主流路と設定しない。	-
26	個別	系統内の負圧調整用の空気を供給する圧縮空気ライン及び室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、主流路と設定しない。	-

分析設備 ②-bの理由整理表

No.	分類	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポートラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ピット水を浄化するものであり、C B B P 処理系において、C B B P を取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

